

神護寺文書(二)

四八 性圖書狀(貞應三、十、六)

○本紙

材木運上事、念て左右、可被仰候也、

禪師御房御文、まいらせ候、ひらをかに七石候けむ米、  
義演房之許、四石、つかはさるへく候、一石は、藤並尼  
公、明惠房御許、進候也、三石は、藤並大郎進、皆御山  
斗に、一石に一斗増て候也、林月房五斗、皆材木用途料  
替米にて候也、材木は、皆津に出て候を、和泉國まで船  
をかり候を、えかりえ候はず、去年兵亂以後、海人等船  
を修理せず候間、船の皆うせて候也、當年日もみしかく  
候へハ、明春造營や候へき、御計によりて、いそかれ候  
は、小船あまたにて、念て可運上候也、恐々謹言、

十月六日

深勝御房

性 圖

○禮紙  
遂 申

寶塔造畢、春比尤可然候、存其旨、可令致沙汰候也、  
每事上光房にて申候也、且近々上洛すへく候へハ、見  
參に可申承候也、

四九 行慈書狀(貞應三、十、十二)

禪師御房御返事、進上之、

抑當寺ニ各奉公之由、稱する人々おはしますなるは、何  
様奉公は各被中候やらむ、不分明存候へは、申に候、故  
上人御房は、いのちをすて、身をすてさせ給て、後白川  
法皇にまいりて、高雄興隆事、申させ給候しにも、始終た  
かはす、道理をとをさむとて、伊豆國配流候き、さて其  
道理とをり候しるしにハ、東寺高雄之礎かくされ候にき、  
其後佐土國配流、次對馬國配流、終於鎮西御逝去、三世

諸佛修行儀式、皆以如此候也、而度々御共をし、鎮西配流之たひは、法師原返候間、御房違御輿をかき、馬口付して、草をかり荷をもちて、於鎮西者、朝に遠山に入て薪を、夕ニハもちつれて、各かへらせ給をハ、みるもの皆隨喜し候けり、如此上人御房、大師宮仕無上菩提のために、身命をすてさせ給に、同捨身命、隨逐しまいらせ候しこそ、清淨の功勞にては候へ、雖然以此功勞、所望をなすへきにはあらねとも、奉公をたてむにとりての事に候、人の奉公を賞せんにとりてハ、此旨をこそ存すへき事にて候へ、別當く追從して、供僧所望、奉公は、高福法師か居住して候し准にてこそ候はめ、上人御房のおほしめして候し御意趣を、のへ候なり、如此事を申候へハ、僧都御房も不請なりけなる御返事候、行慈も佛天のおほしめさん事をあふきまいらせ、爲一切衆生、身命をすて候てこそ、日向國にも配流の罪過にあたり候にしか、上人御房御本懐之趣をは、身命をいくたひすて候とも、不可有退轉候也、委細之狀事、永く申にをよはず候、禪師御房御返事、別して申へきよし存候て、御返事まい

らすと申て候へとも、御房へ如此申候、同事に候、當山に可然て御居住候、於于今者、於當山、御をこなひ候て、御身をすてはて、大師に現世後生をまかせまいらせて、おはしますへきよしを、申させ給へ候也、謹言、

十月十二日

行 慈

深勝御房

五〇 宗全書狀(貞應三、十、十四)

明日十五日、可登山之由、存候也、中一日可逗留候也、御山近日無物候哉、御經營も無心覺候也、隨御計、可支度候歟、謹言、

十月十四日

宗 全

深勝御房

五一 行慈書狀(貞應三、十、廿)

〇本紙  
何事候らむ、塔材木は、皆とりて、在田河のはたへ曳出候、今明篋下沙汰し候なり、兵衛尉住京之間、たゝ一

人にて、すゝめひしりか、門ことにすゝめあるくかこと  
く、沙汰し候也、昔は神野庄川上庄、御寺沙汰人候て、

合期候き、當時は持田庄一所はかりにて、前度五十人の

曳夫<sup>入</sup>出<sup>入</sup>て候、やがて四五人<sup>日</sup>やすめ候て、をしかへして九

十餘人、柚山に入候て、ひかせ候へは、持田庄の夫<sup>百姓</sup>もな

けき候、在田郡柚夫、初度に柚作夫五十餘人入て候、前

度の曳夫四十餘人、持田曳夫に相具て候、今度綱折夫と

申事へ、持田夫は、えし候はねは、前達に十五人相具て

候、度々に在田の夫も、百餘人入て候、すゝめひしりか、

門をかそへ候て、すゝむるかことく沙汰して、わづかに、

如此沙汰して候也、阿豆川庄には、冢樂寺と申寺庄にて

候へハ、冢樂寺材木とり候、石垣庄にハ、六條殿材木あ

たりて候、人夫やとひ候へきひまも候はぬを、郡内諸人

の下人をやとひ候て、如此沙汰し候、但柚作夫は、兵衛

尉かさたし入て候き、大事の扉板、ほをたてなんと申候、

材木は、私にこゝろさして、六月よりとりからして、や

かて我船に積て、運上して候へは、それにかろみて、こ

れほともしいたして候也、人々の御不審のため、かく

委細に申に候、物のゆくちをしり候はぬは、有若亡の事  
に候也、

十月廿日 行 慈

○禮紙

遂 申

前度食物注文進候し外、今度曳夫も一月のひ候て、食  
物送遣て候、此材木も、大船二艘に積へきよし申候、

猶船一艘相具て可積候也、仍用途、前度食物注文之外、

又船一艘之用途、可副候也、他事をかへりみず、今年

寶塔造畢を存て、如此沙汰し候也、

行慈か所勞と申候は、右足中風し候て、えふみたて候

はず、當時も十所はかりやきて候、惣て廿餘所炙して

候へとも、いまたけむをえす候、灸所平愈して得減候

は、來月中旬上洛之議を存候也、

○註 此の禮紙は、もと本紙と離れてゐたが、今假に  
合せて一通とした。

五二 行慈書狀(貞應三、十一、九)

○本紙

糸賀刑部丞上洛便に、令進愚札候しに、義演房之許へ、米四石可遣之由、令申候き、雖然其米沙汰、當時可被止候、福井米上洛して候は、福井米お、可被沙汰遣候也、當時藤並預所、米六石かりて候、其米をいそきかへし候はんと存候也、灸所未平愈候へとも、わつかにたちある候となり候は、十八九日の間に、これを出立て、可上洛候也、持田庄違亂出來て候、足守も不靜きこえ候、上洛して、旁不審おひらくへく候、材木運上之事は、いかさまにても、小船にも積候て、今明可運上候也、年内造作は、いかにも御計共にて候へし、材木をへ、いかさまにも、念可運上候也、上洛ちかく候へは、毎事見參に可申承候也、

十一月九日

行 慈

深勝御房

○禮紙

遂 申

(裏切封)

此材木は、かひ候せば、やすく候ぬへかりけるを、さ

神護寺文書(三)

やうのさたしてたふ物も候はず、これにてとり候も、さたする物も候はて、晝夜に當時までも、ひまなくさたし候て、わつかにさたし出て候也、此ふみ、義演房之許へ可遣候、賢樂法師に給物、可被下行候、委は、圓乘房之許へ申に候、

○註 此の禮紙は、もと本紙と離れてゐたが、今假に合せて一通とした。

五三 行慈書狀禮昏書 (年月日缺)

遂 申

(裏切封)

所勞起居輒候、苦痛無申限、雖然灸治十餘ヶ候、灸所いへ候て、得小減候は、はふ／＼も、今月廿日よりうちに出立て、可罷上候也、

五四 宗 全書狀 (貞應三、十一、十四)

(裏切封)

一日見參爲悅候、抑當山寺務之間事へ、不似餘所之習、以一味爲先、以和合爲本、以慈悲爲最、以平等爲宗、現世に

第二十五卷 第二號

一一三

ハ、致朝家安穩祈禱、殊分故 法皇の御菩提を、被奉訪の外ハ、不可有他事候歟之由、存候之處、連々存外次第のみ、傳承候へとん、定落居する様候はんす覽と、無沙汰にて罷過候之處、一日見參次ニ、紀伊州へ訴狀こそ、遣なれと、令語給候しかとん、分明ニ、不承分候き、而其後粗傳承候へハ、如是事、爲御同心之由、承候こそ、事實ニ候は、返々も存外ニ覺候へ、見參毎度ニハ、被計仰候事ハ、不違所存旨之様ニ、承候へハ、心安こそ存候て、罷過候之處、諸事前後相違之條、不隱便事候歟、就中近日ハ、持田足守兩庄、沙汰出來候へは、如是事等おこそ、可爲無違之由、御祈念も候、又入御意、御不審も候、如此事等おこそ同心にも御沙汰候へきに、かやうの沙汰ハ、次事にて、如修羅道に、懷鬪諍心、あれおはらむ、これおはらはんたと云、評定のみ候て、返々外風ト云、眞實ト云、猶々驚存候、又大衆とかや衆徒とかや云、眞實候事、返々見苦覺候、所詮如此の事、無爲ニなため計はせ給はん事おこそ、さておはします本意とハ存候に、如風聞之説者、頗相違候歟、猶々以外候、且又如

是事、張發之仁も、尤承置たく候也、故 法皇度々被仰置事等候きき、當時承及次第ハ、皆以背敬慮候了、自是致沙汰之旨、若僻事候は、何度も直ニ可令問答給事に候、其條ハ不然候て、連々飛脚人のためも不便候、さ候まにハ、淨覺御房御心もはたらき候覽と、此條又以外無其詮次第と覺候、每事閑々能々令案給て、世間道理、出世本懷ニ、不背様ニ、人々おも可令教訓給候歟、委細難盡昏上候、謹言、

十一月十四日

宗 全

深勝御房

五五 行慈書狀(貞應三?、十一、十五)

五ヶ條衆徒仰、承候了、尤其謂候、一々狀、上光房にて、僧都御房へ申候也、此五ヶ條狀、僧都御房可令進給候也、仍返進之、供僧注文、同以進之、これは案にて候、それにて清書をして、前後上下次第をたゝして、かきした、めて、僧都御房へ、可令進給候也、供僧下文、同進之、僧都御房へ、可令返進給候也、委細之狀、上光房に申候也、

謹言、

十一月十五日

行 慈

深勝御房御返事

五六 行慈書狀禮昏書(年月日缺)

(切封)

(端裏)「深勝御房

行 慈」

不可申候、勝月房船積出候なへ、塔の造作行事に、  
可被上洛候也、相構て當年内、塔造營可畢候也、

重 申

上洛して候とも、十餘日を逗留仕へく候、歸下候て、今  
年冬は、田舎にて療治すへく候、兼ては住山の時料も  
候まし、諸人供料佛燈油を、かくへきにはをよほす  
候、時料四五十石候つるは、當時も盡候なんす、愚身  
之體も、於于今者、人の目にみえ候はんも、かたはら  
いたく候、籠居し候て、佛を念しまいらせ候そ、眞實の  
御寺のため、天下のため、一切衆生のため、益に<sup>〴〵</sup>なる

へく候、大師も大菩薩も、さこそ御知見候らめと存て候  
也、行慈か申候事は、水に給かく様なる事にて候、人  
もちる候はずとも、故上人御房の本懐にあらず候事  
を<sup>(之)</sup>へ、

五七 宗全書狀(年月日缺)

晏瀟房返事、慥給候了、丁寧御沙汰、返々悦存候、實一  
日見參、懸意覺候、今度へ、念々可罷登候也、又讚州關  
梨供米事、此由可申候、只今他行事候へへ、自是可申候  
也、勝月房上洛之由、承候了、不審候つるに、御房御上  
洛延引事、同承候了、恐々謹言、

乃 刻

宗 全

(切封)

宗 全

五八 行慈書狀(元仁元?、十一、卅)

(冥切封)

勝月房上洛候へは、圓乘房等へ、別にも不申候也、  
法橋并圓法房之許へは、追可申候、當時は、物念聞、別に

も不申候、替米折紙進之、はからひ沙汰せさせ給へく候、寺間事等、深勝房へ申に候、別當之事、寺僧一味におはしますへく候也、天下不落居、寺中共に不落居候間、世間披露、不隱便候也、毎事なそらへにて候へき也、天變悪夢を、各祈誓しなけきて、寺僧もおはしますへく候、供僧注申は、別當之許へ、如此や候へきとこそ申て候へ、別當に違背して、行法共のあらためられ候らむこそ、存外に候へ、仰給ほとにて候は、重てこれへこそ仰給へき事に候へ、

十一月卅日

行 慈

上光御房

(切封)

上光御房

行 慈

五九 行慈書狀(元仁元、十一、卅)

○證紙

此條子細多々候、御沙汰體、一々に内外共に不相應に候、御願寺例と仰候へは、ふつと故上人御房

御志にへ、相違し候事に候也、  
重申

當寺にへ、故上人御房始て御居住候しにへ、道勝房、行慈こそ、隨逐しまいらせて候しか、後には專覺房阿闍梨も、來住して候き、後々にも此兩三人之外、上人御房の御意趣をこゝろえたる人も候はさりき、たゞ世間に後白川法皇も御歸伏候き、故鎌倉大將殿歸信候し間、たれもをそれしたかひまいらせたるはかりにてこそ候しか、眞實御志をしりたる人も候はさりき、さ候しかは、當時故上人御房御本懷はと申人へ、一人も候はず、供僧書下、上人御房の本懷には候はず、高野にも觀遍僧正長者時へ、擇知法德行供僧等、補任候き、一紙半錢とりいたす寺僧、候はさりき、禎喜僧正時、國綱兩三疋、任<sup>て</sup>祚等に別進寺にするよし、披露し候き、成寶僧正、供僧任料錢廿貫とるよし、披露候し、高野寺僧等、依之弄捨修學業、任料ばかりを經營する條、無其隱候、當寺供僧補任様、上人御房御本懷に候はず、前々申候了、物不相應の事に候也、

○右禮紙紙普

遂申

三位律師、三位阿闍梨なんと申狀につきて、他寺他山のまねし、別當はものとりてくほん料そと、おほしめすへからす候、故上人御房の御本懐をたかへしと、はけませ給候はんそ、三寶の御加護候て、二世共にたすからせ給候へき、天下も寺中も不落居候時、如此寺中違亂へ、源は僧都御房のひきいたさせ給たる事に候、足守事、このよのありやう、なにとすへしとも存せられす候、いはれんほと、せられんほと、さたしかなはずは、さてこそはおはしまし候はめ、但此條々狀、御存知のために候、つふ、さの披露候へからす候也、隨意語にて候、あたらぬ事も候らむ、

○本紙

左大臣阿闍梨御房御事、虚言つくりいたして、女院にもまかせまいらせん事は、僧都御房御信用の候はんする過にてこそは候はんすらめ、故上人御房の御大願の意趣に、相違し候は、寺破滅し候と

ても、いか、し候はん、

寺僧五ヶ條訴訟狀事、

一 供僧改定事、先度令申候了、此仰狀、不散不審候也、  
 一 三位律師事、諸事申をこなはれ候らん事、不承實否候也、但領家支配書狀をもちながら、さてやむへき事にあらず、付辨僧正、可致其沙汰云々、彼領家支配之狀、非當時居住門弟者、不可相傳云々、況我身、於非寺僧者、何故可知行寺領哉、仍爲止彼狼藉、令追却寺内、止當時口入事、尤可然候歟、  
 一 大進房眞遍事、諸事口入不承及候、設雖承及候、實否難定候、不及信用事に候、乍居住寺邊、をしふさねて、寺住僧を亂行不當のものなりと申條、被停止平岡居住之條、不及力候歟、  
 一 供僧補任之狀、非勸進上人無書下例云々、此條御とかめにをよふへからす候、更以供僧補任之狀、書下事不候、寺中經廻之間も、如此候へきかと、注申候き、當時も如此候へきかと、注申はかりに候也、故 法皇、當時御興隆之御意趣は、故上人御房本願を、とをさん



とおほしめず故にてこそ候しか、別當補任之由、令申上候しときも、寺口入をは、とゞめ候まじきよしを申上候き、上人御房御いのちをすて、御身ニかへて、當寺御興隆候き、行慈毎度に、同捨身命、配流にをよみ候き、乍存命、當寺事を、いかてかおもひはなち候へき、かくや候へきと、申はかりに候也、

一 正達房阿闍梨事、我こそ當寺をへたもちたれ、他來のものとも、根本住僧とて、供僧あらそうへき様やあるへきと申由、披露、此條不可然候、子細前々度々申候了、右條々事内、三位律師、兩度領家補任之狀を、御寺へ返進て、御邊に經廻せらるへく候敷、補任狀候とも、當寺に不當人なりと披露候、追却なんと申候なは、其要不可候也、

一 大進房眞遍、自今以後、不可致不當由を申て、誓狀なるとの候へき敷、於檢田等口入者、不承及實説之上ニ、行慈自昔自身にもみき、他説にもさしたるしりもなき事、一度ももちある心候はず、又人の申候事に、理非をきゝわかぬ候との事は候ぬ也、爲衆生、佛宮仕

之外、身のため一事も存旨、候はず、賢聖境界諸天善神、御知見候らむ、如此申候も、皆大師宮仕と存て申に候、一 當時供僧之事、注申狀、草案をして、深勝房之許へ、清書して、僧都御房へ、可被進之由を申て候に、御承引も不候以前に、無左右、其まゝに行法はしめられ候らん、寺僧等、以外の辭事に候也、

一 左大臣阿闍梨御房御事、寺僧の可然人も居住候はぬに、さやうニ候はん事、返々悦存候處、深勝房、此條不受由、定て人の讒言にてそ候らん、もちあられず候也、

一 深勝房寺沙汰改定、何罪過にて候やらむ、正達房隱者の由を申て、供僧（ごそう）を、猶不可交由、申候き、其時龍蓮房、時料配分沙汰せさせ候へは、米一斗お、え不配分候き、不及申候しに、深勝房に申候處、承伏し候しかへ、心中に殊悦存候き、其外たれかは、沙汰し候ものは候へき、寺に居住して、住僧のあるやうにみえ候て、たまゝ一人候ものを、はらへられ候てへ、何様なる住僧お、しすゑさせ給へく候やらむ、此條は、正達房結構に、御同意にてそ候らむと、推量仕候也、

一 天下もしつまり、當時寺も落居し候へかしと、念々にな

けき入て候處、檢田沙汰、庄々結解のさきたちて候そらもしらす、足もとばかりを、まほらへたるやうな

る、まさなき御沙汰候ものかなと、存候しかへ、當時  
檢田なくともや候へきと、申候處に、はからいさたせ

よといひてへ、かくいふへき事かと仰候し、御はから  
いのあしく候はんをへ、いかてか申候はさるへく候、

高難事おすて候なむと、存候はこそ、さも申さてへ  
候はめ、

一 庄々運上米、往來たて、供僧にうけさせむといふ御  
沙汰候由、承及候き、其條そ、三位律師なんとのほか

らいにてそ候らむ、推察し候し、我命は、いつまでか  
いきてあらんすらむもしらす、さやうニなり候なは、

後代にへ、供僧供料下行する別當候まし、眞惠法印の  
時、かつさとかや申候ける僧のまねおは、いかにせん

とは、おほしめしけるそ、  
一 御手印二ヶ條、抄出候條、此定御意得候は、當寺御沙

汰、惣て不可叶候歟、聖徳太子の十七憲法、よくたり

候しかは、よにをはす候しかは、聖武天皇律令おつく

らせ給候き、如此よのくたり候へへ、人の心もくたり  
候へは、不相應になりて、其益候ましければ、聖徳太

子の御憲法よりはしめて、よをすくはむためためにて候  
しかは、よにしたかひて、延喜天曆後三條院までも、

あらためられ候し也、このころ諸寺諸山僧徒、陣にた  
ちて、沙汰し候なむや、我沙汰すればこそ、住僧もあ

れとおもひかうに、寺僧殿下の陣にたちて、申せかし  
と仰候、不可説に候、別當と申へ、さやうの事、沙汰

せむためにへ候はずや、  
一 いま一ヶ條之狀、かた／＼はかりを、かきてたるたひ

る、それほと事わの事きまへさるらむと、おほしめすか、  
委細に申すをよはず候、

一 寺僧一味ならずは、五大忿怒、十大金剛、治罰せさせ給  
へと候、四十五ヶ條の初條ニ候狀をへ、御覽候はぬか、

又をはりの右狀に、誓狀の候も、御覽すべく候、已上  
條々事等、紙裁紙裁紙筆候、粗はし／＼を申に候、寺僧の

別當とて、おはしますかいは、住僧の有若亡ならむを

も、いひこしらへて、一向に住僧一人をも、安堵せさせんとこそ、おほしめすへけれ、御沙汰のすぢ、不審無極候、御沙汰可然候は、一言の口入にも、不可及由存候て、罷過候へとも、一々御沙汰、可然とも不被存候也、兩方をたしき體に候へき由、能々寺僧中へ申候也、

十一月卅日

深勝御房

十一月卅日

行 慈

六〇 行 慈 書 狀 (元仁元?、十一、卅)

天下も當寺も未落居候間、いつしか寺僧別當不快之由、世間披露、みくるしく候なんと存候、<sup>(今)</sup>そらをハ不知して、足もとをのみ、まほらへたる様に、天變恠奇も候、寺領も違亂し候、正違房も、自今以後、つゝしむへきよし申され候は、可被宥免候、大進房、自今以後不當を停止せんと申候は、同御宥免候へし、三位律師、領家支配書狀、被返上御寺候は、僧都弟子にて候は、尋常なる體にて候へき也、老子は、日月も地にをちむ事を、あやうくおもへ、大地もあはけてをちいらむ事を、をそれよと候也、天下落居をなけき、當寺の違亂をいのりて、内外わつらいをう

深勝御房

行 慈

六一 行 慈 書 狀 (年月日缺)

<sup>(切封)</sup> 〔端裏〕御 房 殿 行 慈 〔<sup>(2)</sup>〕  
なして候、それも經衆はかりにて候へくは、御心にて候へし、仁和寺兩人事、構申事にて候、不可説子細とも候也、  
密乗房三口ハ、かきたかへて候と、みえて候、  
隆詮は、仁和寺にかゝりたる事も候、本住人々、むけに無縁に候へと、人々の申候しかは、さも候なんと存候き、  
他故も候はず、二口にても候へくは、御計にて候へし、

經任は、不退の住僧になりて候へは、

六二 行慈書狀禮帑書 (年月日缺)

(端裏)「御房殿」

いとをしかりて、如此法術盡て、こりぬらむとて候間、いよ／＼不當倍増、不及力候也、

遂申

付藏圓申狀、御沙汰候は、返々も一人として、當寺にとまるもの候まし、勝月房に、如此不當なをり候はん、一度も不當候は、やかてはらへよと、且は約束了候、さて居住ゆるして候き、如此よするところもなし、なをらむと申候を、いふかひなく、

六三 行慈書狀 (年月日缺)

御違告候、暫可借給候、一度拜見了、即可返進候也、

(捻封) 深勝御房

行 慈  
行 慈

六四 行慈書狀 (年月日缺)

置文は暫これにとゞめ候也、二通返上之、但福井のへ、御年貢預所得分の注文や候と、申候つるに候也、

六五 行慈(證圓)書狀 (元仁元?、十二、七)

今月十日、これをたちてのほり候也、別當御房より條々事、いひつかはして候、寺僧の僻事にて候歟、兩方虚言共にて候歟、不審無極事等候、罷上候なは、可披不審候也、

關東へ、駿河守之許へ遣候し消息(分)、具大輔房、とゞめらる之許書狀へく候也、返々不可遣候也、深勝房等上洛之由、可令觸申給候也、

十二月七日

行 慈

(切封) 勝月御房

證 圓

六六 宗全書狀 (元仁元?、一、一)

自是可申之由、存候之處、悅承候了、福井運上物事、圓法房阿闍梨被申候しニ、子細ハ承候き、然而彼阿闍梨、勢州俄下向之間、每事不分明候之間、留守者許へ、相尋候之處、今明日之間、可沙汰送之由へ、返答候き、送文なども、未見給候也、寶塔院用途物事、皆存知候也、但足守庄船も、すてに近付候之由、承候へ、彼庄以運上物、可進由、存候也、

六七 宗全(性禪)書狀(元仁元?、十二、十)

柱繪、佛壇師子、龍花木造、并外陣材木、皆木作了候テ、御寺へ運送仕て候也、今明春、年も暖ニ日も長くなり候て、造畢由相存候、如此御興隆へ、值御奉加候て、餘人をも被勸仰候によりてこそ、かくも成就仕候ぬれ、返々も目出く候、但指たる當御用候者、可隨御計候、恐惶謹言、

十二月十日  
人々御中

性 禪

(切封)  
人々御中

性 禪上

○註 この文書は、六六號文書の紙背文書である。

六八 宗全(性禪)書狀(年月日缺)

(端裏)「進上 人々御中 (切封) 性 禪上」

悅承候了、一昨日落候也、御祈念驗之至、凡不可申盡候、猶々能々可有御祈念候、兼又四十二成候女房祈、同可有御祈念候、又來四日御事、返々目出候、

六九 宗全書狀(元仁元?、正、廿六)

(前 缺)  
少々可有許容體、被申候、又少々へ、不分明様候なるおひた、其左右、未蒙仰之由、頻被敷申候、如然沙汰候は、可然様ニ、可被計申候也、  
實ニもいかなるとか候は、(ト、)經年月候ぬれへ、被免除、常事候歟、能々可被申候也、

就中ニ、今度登山間、折節などにも、よにうらやましけに被思て候も、不便ニ思給候間、かく申候也、恐々謹言、

正月廿六日

宗 全

七〇 定圓書狀(元仁二、二、十四)

關東參向は、一定候歟、相構て可令下向給候也、御房えくたらせ給はずは、圓法房にても下向可候也、

抑持田庄事は、證文した、められ候き、證悟と申候法師、

神野庄、相構謀計、押領候處に、無其沙汰候故に、持田

をも如此押領候也、今度神野沙汰の訴訟、可候也、著別

當御房、後高倉法皇御時は、申上候事取申上させ給候

き、持田事申候をハ、耳にも不聞入して、如此しなされ

たる事に候也、今又如此申候事とも、さのみを候らむは

すらむ、雖然さて可默止事に候はねは、神野證文、同可

被相具候也、證悟は、城入道に付て、種々不實を構申候

を、不知子細、關東へ被申候歟、僻事は、大師の御雅意

に、不可叶事に候也、

神野庄昔より一度も、高寺野寺領になりたる事候はず、高

野領になりて候は、院宣も官符もならてハいかてか可候、無一紙證文沙汰や候へき、万人可還迹事に候也、

一 成通大納言、鳥羽 院御領に申建、知行云々、高野は

鳥羽院御時、殊あかめられ候て、其時こそ名手庄も、

被庄號候て、大塔庄にたちて候へ、高野寺領を、鳥羽院

御領にたてられ候へしや、子細廳御下文狀に、みえて

候、神野住人、高野山に寄進し候間、高野より使者を

入候て、狼藉し候間、國司使追出候了、其後泰迦大納

言領知之歟、又高野法師押領せんとする時、又吉野法

師、住人か寄文ありと號して、高野法師追出候了、彼

狼藉、高野吉野共に停止了、泰通大納言入道歟、爲祈禱

用途、禪喜僧正被預渡、彼僧正逝去以後、爲高倉院御

菩提、奉資助高座、被寄進、子細當寺置文狀見之、當寺

寄進へ、後白川院御手印候へは、當來違亂不可有候、

高野法師不帶一紙證文して押領、罪過不輕事に候也、

舊領御手印と申候事は、彼御手印四至内、皆被付高野

候へくは、非一口論候、彼舊領内、皆以他領也、吉野

庄十二郷、其後又中津川郷押加了、阿豆川庄へ、家樂

寺領、付法勝寺、八幡庄二箇所、隅田庄、比叡山庄、墓つ

きの庄也、傳法院庄二箇所、非舊領故候也、舊領ならば、本

寺につくへし、彼御手印ハ、美福院御時、御經倉供養

時、冷泉中納言朝隆卿、爲御使、所被送遣高野山也、其時不知所

領非舊領也、粉川寺領一郷如此也、舊領内、高野山知

行、高野政所邊少分也、天野社領六ヶ所許、自昔付た

る庄にて候、然則舊領といひて神野庄知行、更又以無其

謂者也、如此謀計、無其沙汰、無罪過故、如此狼藉結

構候也、彼證悟と申候法師結構也、奈良にハ、大和國

をのこりすくなく押領、高野もさこそあるへけれど、

支度し候由、披露、其支度現前して、如此致狼藉候、

高野にハ自昔惡僧と申名字不候也、是則高野山表徴相

也、尤可被處重罪過者也、高野山にハ、如此不當輩、

連々罪過にをこなはれ、檢校より始、流罪等過に被處

度候也、寺内追却連々相續、雖然此法師ほと不當叛逆

者は、未聞及事也、尤罪過に可被處者也、行慈於寺沙

汰者、辭退候了、雖然寺僧等、可令觸申此由、可令觸

申給候也、謹言、

圓乘御房

二月十四日

午時

定

圓

七一 行慈(證圖)書狀(嘉祿元?、四、廿五)

經藏に、大日經疏のかきをかれたるはかりにて、  
とりかさねて候、一本恠便宜に損すましくして可  
給候、當時若米借得たる事候は、當住人々にはか  
らひあてらるへく候、

何事候らむ、寺中絶煙事、思遣候こそ、なげかしさ申か  
きりなく候へ、寺領たしかなる三ヶ所候ながら、住僧殆  
可及逐電事、うたて候、見聞之條、有若亡に候、法橋  
之許へ可相構之由、能々可被仰候也、土佐守のをとつれ  
候はんときは、いそきてをせらるへく候也、謹言、

四月廿五日

證 圓

深勝御房

七一 宍西書狀(一、六、七)

〔端裏書〕「刑部入道」

天王寺御材木間事、先度御注文給候之時、即御庄下遣候了、仍沙汰者申狀、如此候、此狀者、即可申上候之處、湯山御下向之間、隨又依無重訴候、于今遲々仕候也、且御庄一切不違亂之由、度々申上候之時に、旁猶豫仕候也、此上ハ争可致自由沙汰候哉、其上度々自上も、被仰下候へハ、能々下知仕候事也、只寄事於左右、湯淺庄沙汰入などの、云津下、云運上、不合期之間、偽申候歟と思給候也、此上尙御不審候者、致違亂候はん御庄民ヲハ、可注預交名候歟と、御返事ニハ、可令申御候歟、恐々謹言、

六月七日

沙彌舜西上

七三 某書狀（一、六、廿一）

天王寺材木事、相尋候之處、河上沙汰人等申狀、如此、勿論事候歟、此上子細候者、隨重仰、可加下知候、恐々謹言、

六月廿一日

（草名）

二位法印御房

七四 仁和寺宮令旨（一、九、十四）

天王寺材木、少々殘補云々、件引夫、湯淺庄民之外、誰人勤之哉、御知行をハ、雖令辭退申給、於件等引夫、直可令催沙汰給、若有對捍之輩者、可令注進交名給、召上京候、可有御誠候也者、依御氣色、執違如件、

九月十四日

法橋實祐奉

上覺御房

七五 行慈書狀（嘉祿元？、八、三）

上光房四日下向にて候は、此文等、加賀阿闍梨之許へ、可被付候也、

折紙草案、按察僧部御房清書して、深勝房之許、可被遣之由、申て候也、此文をいそきて成就院可遣候也、さて清書せられて候は、加賀阿闍梨許へ遣て、上光房之許へ、可付付之由、可觸遣候也、上光房いまた住京候は、妙神候也、

八月三日

行 慈